

第1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった行政文書を特定した上で、当該行政文書を開示した決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

1 開示の請求

異議申立人は、平成21年8月17日、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、平成20年12月15日付け土整第142号の行政文書部分開示決定通知書により部分開示された砂防課分の番号4「平成20年7月7日付け砂防指定地内の行為の許可について」（以下「別件開示文書」という。）の中で説明されている、①「〇〇川に係る砂防指定地内行為の概要」、②「ボックスカルバート選定理由」の二つの文書とし、東広島地域事務所建設局竹原支局（以下「竹原支局」という。）管内（平成15年4月1日現在に管轄していた区域）に開示請求日現在で存在しているボックスカルバートの全てに係る文書（①、②と同趣旨の文書を含む。）の開示の請求（以下「本件請求」という。）をした。

なお、異議申立人は、本件請求において、開示請求日現在で存在しているボックスカルバートのうち、本件請求の対象とした文書が存在していない場合は、その存在していない経緯及び理由等が記載されている文書（以下「別件請求文書」という。）についても開示の請求をした。

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、条例第8条第2項の規定により、平成21年9月2日付けで決定期間の延長を行い、その後、条例第7条第1項の規定により、行政文書開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成21年10月19日付けで異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、平成21年11月23日、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号。平成26年法律第68号による改正前のもの）第6条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分について、開示された文書以外に本件請求の対象となる文書が存在するから、その開示を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書で主張している本件異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

本件処分は、本件開示請求書で明記した「〇〇川に係る砂防指定地内行為の概要」、「ボックスカルバート選定理由」が記載されている文書で、竹原支局管内にある全てのボックスカルバートに係る文書ではなく、わずか6件の実例を開示したに過ぎない不当な処分であるから、全てのボックスカルバートに係る開示請求の対象とした文書を適正に開示するよう要求する。

別件請求文書については、開示決定等そのものが行われておらず、速やかに適正な処分を行うよう要求する。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、理由説明書で説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

砂防法（明治30年法律第29号）第4条では、砂防設備を要する土地又は治水上砂防の為一定の行為を禁止・制限すべき土地として同法第2条の規定により国土交通大臣の指定した土地において、都道府県知事は、一定の行為を禁止・制限することができる」と規定され、同法第5条では、都道府県知事はその管内において同法第2条により指定された土地を監視し、その管内の砂防設備を管理するとともに、その工事を施工し、その維持をなす義務があるものと規定されている。

これらの規定を受けて、本県では、広島県砂防指定地管理規則（昭和46年広島県規則第3号。以下「管理規則」という。）で、その後、広島県砂防指定地管理条例（平成14年広島県条例第47号。以下「管理条例」という。）を制定し、砂防指定地における行為について必要な規制を行っている。すなわち、砂防指定地内で砂防設備以外の施設又は工作物の設置をしようとする者は知事の許可が必要とされており、これが制限行為許可である。また、砂防設備を占用しようとする者は、知事の許可が必要とされており、これが占用許可である。したがって、砂防指定地内の河川（以下「砂防河川」という。）において工作物の設置等をしようとする者は知事の許可が必要である。

このことから、本件開示請求に該当する文書は、砂防指定地内砂防設備占用（制限行為）許可（以下「占用等許可」という。）に係るボックスカルバートと考えられ、当該許可をした図書等を調べ、「砂防指定地内行為の概要」として占用等許可申請書を、「ボックスカルバートの選定理由」として占用等許可申請書の添付書類及び設置のための協議書と特定した。

また、異議申立人が主張する別件請求文書については、そもそも砂防設備でないボックスカルバートについては、砂防法第11条の2による砂防指定台帳及び砂防設備台帳に必ず記載するようにはされておらず、また、記載していない理由についても管理すべき砂防設備ではないものについて文書にして書き置く必要もないため、異議申立人が主張する文書は作成していない。

このため、本件請求の対象文書として、占用等許可申請書の添付書類及び設置のための協議書を開示した。

第5 審査会の判断

1 本件請求について

本件請求は、開示請求日時点で竹原支局管内に存在する全てのボックスカルバートについて、「砂防指定地内行為の概要」及び「ボックスカルバート選定理由」が記載された文書の開示を求めるものであり、実施機関は、4件分の占用等許可申請書並びに当該占用等許可申請書の添付書類及び設置のための協議書（以下「本件対象文書」という。）を特定し、本件処分を行った。

これに対して異議申立人は、本件対象文書はわずか数例の実例を開示したにすぎないから、竹原支局管内の全てのボックスカルバートに係る開示請求の対象とした文書を開示するよう主張している。

このため、以下、実施機関が本件対象文書を特定したことの当否について検討する。

2 本件処分の妥当性について

(1) 本件請求の対象となる文書について

当審査会において、異議申立人が求めているボックスカルバートに関する「砂防指定地内行為の概要」及び「ボックスカルバート選定理由」について、実施機関に確認したところ、別件開示文書を基とする本件請求における「砂防指定地内行為」とは、砂防法の規定により、砂防指定地内において当該行為を行うに当たり都道府県知事の許可が必要とされる行為、すなわち占用等許可が必要とされる行為をさし、「ボックスカルバート選定理由」については、占用等許可を受けているボックスカルバートに関し、ボックスカルバートとした理由のことであるということであった。この実施機関の説明を踏まえると、本件請求の対象となる文書は、占用等許可を受けたボックスカルバートの占用等許可に関する文書と解すべきである。

(2) 竹原支局管内に存在するボックスカルバートについて

異議申立人は、竹原支局管内の全てのボックスカルバートについて、開示請求の対象とした文書を開示するよう主張していることから、この点について実施機関に確認したところ、次のとおりであった。

開示請求日現在で、竹原支局管内で占用等許可を受けて設置されているボックスカルバートの占用等許可申請書を本件請求の対象文書として開示決定したが、開示請求日現在で竹原支局管内に存在しているボックスカルバートの全てが占用等許可を受けている訳ではなく、ほかに、実施機関が補償工事（砂防河川の改修等を行う際、既設の橋梁等を付け替えする工事をいう。）で設置したボックスカルバート（以下「補償ボックスカルバート」という。）、実施機関、市町の道路整備担当部署が県道、市町道として設置したボックスカルバート（以下「県道等ボックスカルバート」という。）及び砂防指定地として指定される前から設置されていたボックスカルバート（以下「指定前ボックスカルバート」という。）が存在すると考えられる。

(3) 補償ボックスカルバート、県道等ボックスカルバート及び指定前ボックスカルバートに係る文書について

実施機関に対し、補償ボックスカルバート、県道等ボックスカルバート及び指定前ボックスカルバートに関して、本件請求の対象となる文書の有無を確認したところ、次のとおりであった。

補償ボックスカルバートについては、本来、設置後の所有者となる者は占有等許可を受ける必要があるが、竹原支局管内の補償ボックスカルバートが設置されたと考えられる平成14年以前は、管理規則により砂防指定地の管理を行っていたが、管理規則には占有許可に係る許可期間の定めがなかったため、更新という概念がなく、申請手続きが省略されてしまったものと思われる。なお、管理条例においても、管理規則で許可した物件については、当該施設の存する日まで設置を認めているため、改めて占有許可を取るような指導は行っておらず、また、補償工事では、設置されていた設備と同等の設備で補償するので、そもそもボックスカルバートの選定理由について検討することはないから、「ボックスカルバート選定理由」を記載した文書はない。

県道等ボックスカルバートについては、県道の場合、当時は道路管理者としての地域事務所長が、砂防河川管理者としての地域事務所長の許可を得ることなく施工している例が多く、本件地点に係るボックスカルバートのうち県道として設置されたボックスカルバートについても、占有等許可申請書は提出されておらず、「砂防指定地内行為の概要」を記載した文書はない。また、当該ボックスカルバートの工事関係書類には「ボックスカルバート選定理由」が記載されている可能性もあるが、工事関係書類の保存年限は5年であり、開示請求時点で保存年限内の文書は存在しなかった。一方、市町道の場合は、上記補償ボックスカルバートに関して述べたように、市町がボックスカルバートを設置した際、更新を必要としない占有申請手続きが省略されてしまったものと思われる。

指定前ボックスカルバートについては、砂防指定地として指定される前に設置されていた設備は、改修等を行うまでは、特に占有等許可に係る書類等を砂防河川管理者に提出する必要はないところ、開示請求時点までに改修等を行ったボックスカルバートはなく、指定前ボックスカルバートに係る文書は存在しない。

(4) 小括

上記(1)から(3)までを踏まえると、竹原支局管内のボックスカルバートの全てに本件請求の対象となる文書が存在するものではないという実施機関の説明は不自然とまではいえず、実施機関が本件対象文書を本件請求の対象となる行政文書として特定して行った本件処分は妥当である。

(5) その他

異議申立人は、本件請求文書と併せ、別件請求文書の開示も求めているが、実施機関は本件処分を行ったのみで、別件請求文書については開示決定等を行っていないものと認められ、異議申立人の主張は、実施機関の不作为に対する

不服申立てと解される。

不作為に対する不服申立てについては、本件異議申立てが提起された時点の条例の規定によれば、当審査会に諮問することとされている処分に当たらないことから、当審査会において当該不服申立てについての審議は行わない。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人はその他種々主張するが、いずれも上記判断を左右するものではない。

4 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
22. 1. 13	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問を受けた。
30. 4. 9	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
30. 5. 1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実施機関から理由説明書を収受した。
30. 5. 29	<ul style="list-style-type: none"> ・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
30. 12. 21 (平成30年度第9回第1部会)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問の審議を行った。
31. 1. 28 (平成30年度第10回第1部会)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

井 上 嘉 仁 （ 部 会 長 ）	広島大学大学院准教授
内 田 喜 久	弁護士
横 山 美 栄 子	広島大学教授